

生活クラブ長野 エッコロ基金 2022 年度第 2 回助成実施要項

2022 年 9 月 1 日

単協たすけあい福祉委員会

「エコロ基金」は、組合員活動から発展し、地域で活動を展開する福祉グループの事業的自立を支援することを目的として、2021 年 8 月に設置されました。2021 年度に第 1 回の助成を実施し、2022 年度は 2 年目の助成となります。「エコロ基金 2022 年度第 2 回助成実施要項」を定めましたので、これにもとづいて応募してください。

1. 助成の対象

- ① 福祉事業立ち上げの初期費用
- ② 既存の団体の新規事業
- ③ ①、②とも団体において方針化され、半年以内に実行する予定のある事業です

2. 申請団体と基本条件

- ① 申請できる団体は次の 2 種類です。

- ・ 組合員活動から発展し、自立した事業として地域で活動を展開することを目指す福祉活動団体（法人格の有無は問わない）
- ・ 生活クラブ長野の運動グループ※として、生活クラブと連携して地域福祉に取り組む団体

※生活クラブ長野の運動グループ

地域福祉によるまちづくりを広めるために、福祉グループが集まり情報交換をするなどして、お互いに協力し合っている連携ネットワークであるケアサポートネットワーク長野へ加盟しているグループ

- ② 応募の基本条件として、以下の条件に合意もしくは追求すること、とします。

- ・ 生活クラブから独立し、自立した事業として地域福祉事業の立ち上げを方針化した団体
- ・ 組合員が主体者であること
- ・ 「生活クラブの福祉・たすけあい 8 原則」に同意、もしくは追及すること
- ・ 生活クラブが行っているまちづくり運動の推進が目的であること
- ・ 助成を受けた団体は、エコロ基金と団体の広報を兼ねた取材や写真の提供に協力すること

3. 応募条件

- ① 所定の応募用紙に記入し、必要な書類をそろえて提出してください。

- ・ 助成の対象は、福祉事業の運営に必要な改築等の費用、および設備費です。
- ・ 県や市町村からの助成等、他から助成を受けた用途、販売目的で購入した物の費用、他団体への寄付、資格や人材育成費用等、個人に帰属する経済的支援、事業の運転にかかる費用などは対象外です。

- ② 1 つの年度においては、1 事業が申請できる上限は 100 万円とします。

他の助成団体等への同時に応募も許容します。他からの助成が受けられる場合、その助成と同じ事項・金額は、エコロ基金の審査・決定から除外します。

- ③ 2022 年度の助成総額予算は 100 万円とします。

- ④ 2022 年 8 月 1 日以降、2023 年 5 月 31 日までに開始する事業が対象です。事業の開始とは、準備の段階であっても費用の支払いが発生する時点のこととします。

- ⑤ 助成対象事業についての半年後(2023 年 6 月 30 日(金))までの進捗状況を、所定の「中間報告書」にて報告してください。この報告書は生活クラブ長野のたすけあい福祉委員会で内容を確認します。

- ⑥ 助成対象事業の 1 年後(2023 年 11 月 30 日(木))までの状況について、所定の「報告書」を提出してください。

い。この報告書は生活クラブ長野のたすけあい福祉委員会で内容を確認します。

⑦助成対象事業の1年半後(2024年6月30日(金))までの状況について、所定の「報告書」を提出してください。この報告書は生活クラブ長野のたすけあい福祉委員会で内容を確認します。

⑧報告書については、「中間報告書」「年間報告書」「報告書」の3回とします。

⑨⑤⑥⑦の報告書の内容は公開することを原則とします。報告・公開はインターネット等の活用を予定します。また、生活クラブ長野エコロ基金として年度の報告書を作成し、組合員への報告とともに公表します。

*この「要項」に関する質問や相談したい事項がある場合、応募締切りの前早目に、ブロック事務局に連絡してください。

4. 提出書類、提出先、締切り日、担当事務局

① 提出書類は、所定の応募用紙(この要項に付属しています)を使い、必要な書類を添付してください。提出書類のチェックリストを別掲しますので、活用してください。

② 提出書類

・助成応募用紙、見積り書、カタログ、事業計画書です。事業計画書は規定の書式はありませんので応募団体でご用意ください。また事業計画書に事業の収支計画書を添付してください。エコロ基金の使途が建物改築の場合は、見取り図、該当箇所の写真を添付してください。

・既存の団体の新規事業の場合は、現在の具体的な事業内容がわかる資料を添付してください。

② 応募書類の提出先は各センターのブロック事務局です。

③ 締切り日

2022年9月1日(木)～2022年10月20日(木) 必着です(郵送の場合は特に注意)。提出後の記述内容の修正は、締切りまでは可能です。

④ 担当事務局

生活クラブエコロ基金事務局 担当 平林

Email

住所 〒394-0002 長野県岡谷市赤羽 2-3-47

Tel 0266-24-0222 Fax 0266-24-0253

5. 審査

① 審査は、生活クラブ長野たすけあい福祉委員会が設置する審査委員会にて行ないます。応募書類、ならびに応募団体のプレゼンテーションと審査委員が審議する「審査会」にもとづいて行ないます。

② 審査・選考は、当基金の目的に即して応募事業が実現できることを主要な視点とします。実現可能性の観点から適正額を判定することによって、応募額から減額して助成する場合があります。

③ 受理した応募書類の不備や単純な不明点がある場合には、事務局から質問します。審査会の前に審査委員会を開催して、応募書類と事務局からの質問に対する回答を提出し、審査委員から質問事項を出し合って整理し、審査会のプレゼンテーションで補強してほしい事項などについても協議します。整理した質問事項等を応募団体へ伝えます。

④ 事務局からの質問、審査委員からの質問、は回答の締切り日を指定しますので、期日までに回答してください。審査委員からの質問の回答は、補強資料として配布する予定です。

⑤ 審査委員会は、たすけあい福祉委員2名、たすけあい福祉委員会担当理事5名、共済連福祉事業政策推進会議担当理事1名で構成します。審査委員が申請団体の利害関係者だった場合、当該団体の審査には加わりません。審査に参加型のしくみをつくることで、審査への組合員感覚の反映と、基金の理念や運用の一貫性を両立します。

⑥ 応募団体は、プレゼンテーションを行なうために審査会に出席してください。プレゼンテーション担当者の

1人分の交通費は、経費として当日支払います。審査会は全ての応募団体に公開して行ないます。結果は後日お知らせします。当基金の広報等を目的として審査会の撮影を行なう予定ですので、予めご了承ください。審査会は、2022年11月16日（水）開催予定です（都合により変更となる場合もあります）。時間帯・場所はじめ進行方法など詳細は、応募団体に後日お知らせします。応募団体以外の傍聴を可とします。担当事務局までお問合せください。なお傍聴者への交通費支給はありません。

⑦ 審査結果に応じて、生活クラブ長野エッコロ基金から助成を実施します。

6. 助成金の支払い

助成金の支払いは2022年12月1日（木）以降で、当該団体と確認のうえ日取りを決めます。見積書の提示額で概算払いし、金額確定後、差額が出た場合、精算します。

7. スケジュール

| | |
|---------|--------------------------|
| 募集開始 | <u>2022年9月1日（木）</u> |
| 応募締切 | <u>2022年10月20日（木）</u> |
| 審査 | <u>2022年11月16日（水）</u> |
| 理事会承認 | <u>2022年11月22日（火）</u> |
| 助成金支払い | <u>2022年12月1日（木）</u> 以降 |
| 中間報告書提出 | <u>2023年6月30日（金）</u> まで |
| 年間報告書提出 | <u>2023年11月30日（木）</u> まで |
| 報告書提出 | <u>2024年6月30日（金）</u> まで |

応募締切から審査会までの日程（目安）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| <u>2022年10月20日（木）</u> | 応募締切 |
| <u>2022年10月24日（月）</u> まで | 事務局から不備・不明点の質問 |
| <u>10月28日（金）</u> まで | 応募団体回答 |
| <u>11月4日（金）</u> まで | 審査委員会開催 ※単協たすけあい福祉委員会終了後 |
| <u>11月7日（月）</u> まで | 審査委員からの質問等の連絡 |
| <u>11月11日（金）</u> まで | 質問に対する応募団体回答 |
| <u>11月14日（月）</u> まで | 応募団体回答を審査委員に連絡 |
| <u>11月16日（水）</u> | 審査会開催 |

エコロ基金規程

第1条（目的）

エコロ基金は、生活クラブ生活協同組合・長野（以下、生協）が目指す地域福祉活動のための積立金とし、たすけあいの社会化を目指して地域福祉活動に携わる団体活動の経済的支援を目的とします。

第2条（名称）

この基金の名称を「エコロ基金」とします。

第3条（徴収と管理）

エコロ制度加入者より集金する毎月の掛金 120 円のうち 10 円をエコロ基金として積み立て、エコロ基金規程に基づき、生活クラブ長野地域福祉の具体化に活用します。

第4条（使途）

エコロ基金の使途は、地域福祉活動に基づいて行う地域福祉関連事業の初期費用に限定して活用するものとします。

第5条（運営）

エコロ基金の運営は単協たすけあい福祉委員会（以下、委員会）が担うものとします。

第6条（管理責任と運営）

管理責任は理事会が負うものとします。日常運営は委員会、審査はエコロ基金審査会（以下、審査会）に委任します。また毎年度の総代会において基金の管理運営状況について報告し、承認を受けるものとします。

第7条（委員会・審査会の検討事項）

委員会と審査会は、生協の総代会、理事会の決定に基づき次の事項を決議します。

1. 単協たすけあい福祉委員会 ・ エコロ基金の運営及びスケジュールを広報します。
2. 審査会 ・ 年度ごとの助成総額を決定
・ 助成審査

第8条（予算の執行）

審査会にて決定し、理事会に報告・承認することとします。

第9条（事業計画および収支予算）

収支予算書類は対象となる団体が作成し、エコロ基金審査会へ提出することとします。

第10条（事業報告および収支決算用紙）

事業報告および収支決算書類は、対象となる団体が作成し、エコロ基金審査会へ提出することとします。

第11条（広報）

1. 委員会はエコロ基金によって行われる事業であることを、助成を受けた団体に対し広報するように推進します。また、該当する事業年度終了後の結果報告についても同様とします。
2. 委員会はエコロ基金によって事業の助成が行われた際、組合員に向けた広報をします。

第12条（規程の改廃）

この規程の改廃が必要になった場合は、理事会の議決を経て行うものとします。

第13条（雑則）

この規程に定めるほか、必要な事項については理事会での議決によります。

第14条（附則）

1. この規程は 2021 年7月1 日から施行するものとします。

提出書類チェックリスト

*このチェックリストは、応募書類提出のときに合わせて提出してください。

添付書類を提出する場合には、その名称を応募書類に記載してください。

チェックリストの控えをとっておいてください。

| | |
|-------|---|
| 応募用紙 | |
| 事業計画書 | |
| 収支計画書 | |
| 添付書類 | ① |
| | ② |
| | ③ |
| | ④ |
| | ⑤ |
| | ⑥ |

* 提出は、次頁からの申請用紙を使用して、チェックリストと一緒に提出してください。

「生活クラブ長野 エッコロ基金 2022 年度第 2 回助成実施要項」は以上です。

| 収入 | | |
|-------|----|----|
| 項目 | 金額 | 備考 |
| エコロ基金 | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| 合計 | 円 | |

※支出に対する見積りやカタログ等金額が明確になるものを添付してください。

| 支出 | | 金額 | エコロ基金 助成対象事項に○ |
|------|------------------|----|-------------------|
| 内訳 | | | |
| ① | | 円 | 改築 設備 |
| ② | | 円 | 改築 設備 |
| ③ | | 円 | 改築 設備 |
| ④ | | 円 | 改築 設備 |
| ⑤ | | 円 | 改築 設備 |
| ⑥ | | 円 | 改築 設備 |
| ⑦ | | 円 | 改築 設備 |
| ⑧ | | 円 | 改築 設備 |
| ⑨ | | 円 | 改築 設備 |
| ⑩ | | 円 | 改築 設備 |
| 合計 | | 円 | — |
| 助成各種 | 内 エッコロ基金助成対象金額合計 | | 円 |
| | | | 円 |
| | | | 円 |

■基本条件のチェック

| 確認事項 | ✓を記入 |
|---|------|
| ① 生活クラブから独立し、自立した事業として地域福祉事業の立ち上げを方針化した団体。 | |
| ② 組合員が主体者であること。 | |
| ③ 「生活クラブの福祉・たすけあい8原則」に同意、もしくは追求すること。 | |
| ④ 生活クラブが行なっているまちづくり運動の推進が目的であること。 | |
| ⑤ 助成を受けた団体は、エコロ基金と団体の広報を兼ねた取材や写真の提供に協力すること。 | |

■提出書類チェック ※該当へ✓を記入

| | | |
|---------------|-------------|-------------|
| 助成応募用紙 No,1・2 | 見積り・カタログ・写真 | 事業計画書・収支計画書 |
|---------------|-------------|-------------|

※プレゼンテーションの日程は本部担当者よりご連絡します。

| センター | 本部 | エコロ基金審査会 | 理事会 |
|------|-----|----------|-----|
| ／ 印 | ／ 印 | ／ 印 | ／ 印 |

② エッコロ基金助成金請求書

提出日：20 年 月 日

| | | | |
|--------|--------------------|---------|----------|
| 事業の名称 | かな..... | ブロック名 | 支部名 |
| | | | |
| 代表者名 | かな..... | 組合員コード | |
| | | | |
| 代表者連絡先 | Mail | Tel | |
| メンバー | ・組合員 名 ・員外 名 ・合計 名 | | |
| 助成承認日 | 20 年 月 日 | 事業開始予定日 | 20 年 月 日 |

※レシートを添付してください。又は購入品ごとに消費税率の記載がある領収書。

| 支出 | | |
|------------------|----|----|
| 摘要 | 予算 | 決算 |
| ① | 円 | 円 |
| ② | 円 | 円 |
| ③ | 円 | 円 |
| ④ | 円 | 円 |
| ⑤ | 円 | 円 |
| ⑥ | 円 | 円 |
| ⑦ | 円 | 円 |
| ⑧ | 円 | 円 |
| ⑨ | 円 | 円 |
| ⑩ | 円 | 円 |
| ⑪ | 円 | 円 |
| ⑫ | 円 | 円 |
| ⑬ | 円 | 円 |
| ⑭ | 円 | 円 |
| 合計 | 円 | 円 |
| 請求額 (上限額 100 万円) | 円 | 円 |

■ 提出書類チェック ※該当へ✓を記入

| | | |
|--------|-----|----|
| 助成金請求書 | 広報物 | 写真 |
|--------|-----|----|

| | |
|-------|-------|
| 福祉政策課 | 経営管理課 |
| / 印 | / 印 |

③ 中間報告書

提出締め切り： 20 年 月 日

提出日： 20 年 月 日

| | | | |
|---|----------|--------------|------------|
| 事業の名称 | かな..... | | |
| 代表者名 | かな..... | ブロック名 | 支部名 |
| | | | |
| 事業開始日 | 20 年 月 日 | | |
| 事業報告 ※経過スケジュール、成果含む ※記入枠を越える場合は別紙可 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

■ 提出書類チェック ※該当へ✓を記入

| | | |
|--------------|------------|---------------------|
| 中間報告書 | 広報物 | 写真 |
| | | |
| センター | 本部 | 単協たすけあい福祉委員会 |
| / 印 | / 印 | / 印 |

| 収入 | | |
|----------|----|----|
| 項目 | 金額 | 備考 |
| エコロ基金助成金 | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| 合計 | 円 | |

| 支出 | | |
|------|----------------|----|
| 摘要 | 予算 | 決算 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| 合計 | 円 | 円 |
| 助成各種 | 内エコロ基金助成対象金額合計 | 円 |
| | | 円 |
| | | 円 |

■提出書類チェック ※該当へ✓を記入

| | | |
|-------------|-----|----|
| 報告書 No, 1・2 | 広報物 | 写真 |
|-------------|-----|----|

| センター | 本部 | 単協たすけあい福祉委員会 |
|------|-----|--------------|
| / 印 | / 印 | / 印 |

